

第三十号議案

東京都組織条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都組織条例の一部を改正する条例

東京都組織条例（昭和三十五年東京都条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「福祉保健局」を 「福祉局
保健医療局」 に改める。

第二条の表中

「福祉保健局

- 一 社会福祉及び社会保障に関すること。
- 二 保健衛生に関すること。
- 三 医療に関すること。

「福祉局

一 社会福祉及び社会保障に関すること。
保健医療局 に改める。

- 一 保健衛生に関すること。
- 二 医療に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月一日から施行する。

(東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

3 東京都障害児通所給付費等不服審査会条例(平成二十四年東京都条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

4 東京都障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年東京都条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「福祉保健局」を「福祉局」に改める。

(提案理由)

社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、東京都の福祉及び保健医療行政の推進を図るため、福祉局及び保健医療局を設置する必要がある。